



園芸療法 おためし体験事業



園芸療法とは

高齢・障害・疾患などの理由で支援を必要としている方を対象に、植物を育てることを中心に植物や植物が育つ環境、植物に関連する活動（栽培・創作活動）を通じて、五感を刺激し身体や精神機能の維持・回復、生活の質の向上を図る療法です。

園芸療法5つの癒しの要素

- ① 緑の空間が人を癒す : ストレス軽減・痛みの軽減・運動機会創出など。
- ② 植物が人を癒す : 色彩・形などの視覚、香り、触り心地、味覚、自然界の音など五感への刺激がもたらす快感情醸成、ストレス軽減など。
- ③ 栽培が人を癒す : 運動による基礎体力維持・認知機能向上など。
活動の種類が豊富で疾患や障害に適した活動を提供可能。
植物の成長という成果が、生活意欲を向上。
日々の作業が生活リズムを整え、役割や責任感を生む。
- ④ 創造活動が人を癒す : 創造力・自己表現力養成。
人に認められる機会が生まれる。
- ⑤ 人が人を癒す : 共通の話題が増え人と関わりやすい。仲間ができるなど。

プログラム例

園芸療法対象者の状態や季節、予算などによって様々なプログラムが考えられ、講師と相談しながら決定していきます。
花壇など環境整備についてもご相談ください。

10月	11月	12月
季節の寄せ植え作り 	イチゴ苗の植え付け 	クリスマスカンドルリース作り 
1月	2月	3月
フラワーアレンジメント 	ジャガイモの袋栽培 	苔玉作り 

事業内容

兵庫県では、園芸療法の導入を検討する医療福祉関連の施設及び団体に、より手軽に園芸療法を体験してもらい、生じた経費についてその費用の一部を補助しています。

●補助対象経費：

人件費（2時間7520円）

交通費（北播磨・西播磨・但馬・丹波地域にて2000円を超える場合）

材料費（資料・印刷経費、園芸材料・資材、クラフト材料）

●補助率：1/2（補助上限10000円/1回）

●補助期間：2019年4月1日～2020年3月31日

●対象：まずは、園芸療法を体験してみたい施設

（兵庫県立の施設等は除く）

●回数：2回

●園芸療法コーディネーターが、兵庫県園芸療法士を斡旋調整いたします。

補助の具体例

【園芸療法1回の実施経費】

- ・講師謝金：7,520円（@3,760円×2時間）
- ・交通費：3,000円
- ・材料費：4,000円（土・花苗等）

合計14,520円

北播磨/西播磨/但馬/丹波以外の地域

【補助対象経費】

- ・講師謝金：7,520円
- ・交通費：0円
（全額補助対象外）
- ・材料費：4,000円

合計11,520円

北播磨/西播磨/但馬/丹波地域

【補助対象経費】

- ・講師謝金：7,520円
- ・交通費：1,000円
（2,000円までは補助対象外）
- ・材料費：4,000円

合計12,520円

補助率：補助対象経費の1/2

【補助金額】

5,760円

【補助金額】

6,260円

【お問合せ・お申込み先】

兵庫県立淡路景観園芸学校 普及指導課 担当：根来・川中

〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤954-2

TEL：0799-82-3455(直通) FAX：0799-82-3124

E-mail：alpha@awaji.ac.jp